

令和2年度大蔵村ブロック塀等除却促進事業補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 この要綱は、地震による災害から村民の生命、身体及び財産を保護するため、ブロック塀等の除却に要する経費に対し、予算の範囲内において交付する補助金に関し、大蔵村補助金等の適正化に関する規則（平成8年規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀（鋼製フェンスその他これらに類するものと混用の場合を含む。）及び門柱をいう。
- (2) 敷地 ブロック塀等の存在する敷地をいう。
- (3) 除却 ブロック塀等を基礎まで含めて解体し撤去することをいう。
- (4) 改修 ブロック塀等の一部を除却し、高さを前面道路面から50センチメートル以下にする工事をいう。

(補助金交付対象等)

第3条 次の各号のいずれにも該当し、他の補助事業の対象とされていないブロック塀等を除却又は改修し、安全が図られる工事を行う者に対し補助金を交付するものとする。

- (1) 道路面から高さが1メートル（基礎及び擁壁を含む。）を超えるもの。ただし、擁壁上に設置してある場合は60センチメートルを超えるものとする。
- (2) 道路又は公共施設等に面するもの

2 ブロック塀等を除却し、又は改修した後に再設置の必要がある場合は、生け垣又はフェンス若しくは板塀等で施工することに努め、地震等の自然災害時における倒壊等に対し、安全なものとしなければならない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、工事に要した経費と撤去したブロック塀等の面積に1平方メートル当たり7,500円を乗じて得た額のいずれか少ない額の2分の1の額とし、15万円を限度とする。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の面積には、控え壁にかかる部分を含まない。また、門柱部分の面積は周囲長の2分の1と高さの積とする。

(補助金交付対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる内容を全て満たす

者とする。

- (1) 敷地の所有者又は所有者の世帯員であること。敷地の所有者が法人である場合には、法人の代表者であること。
 - (2) 申請者の世帯について、本村に納付すべき税、各種使用料等の滞納がない者
 - (3) 令和3年3月15日まで、工事完了届を提出できる者
- (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、工事着手前に大蔵村ブロック塀等除却促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて村長に提出するものとする。

- (1) 除却又は改修ブロック塀等の位置図、平面図（改修にあつては、改修後の予定平面図も添付）、立面図（求積図）
 - (2) 工事前の現場写真
 - (3) 除却若しくは、改修に要する工事費の見積書
 - (4) 工事請負契約書の写し
 - (5) その他村長が必要と認める書類
- (交付決定)

第7条 村長は、前条の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適正と求めたときは、大蔵村ブロック塀等除却促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第8条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更し又は取下げしようとするときは、大蔵村ブロック塀等除却促進事業補助金変更（取下げ）承認申請書（様式第3号）を提出し、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。

2 村長は前項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、大蔵村ブロック塀等除却促進事業補助金変更（取下げ）承認通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

(工事完了届)

第9条 交付決定者は、ブロック塀等の除却工事が完了したときは大蔵村ブロック塀等除却促進事業完了届（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、遅滞なく村長に提出しなければならない。

- (1) 除却又は改修に要した工事費の領収書又は請求書の写し
 - (2) 完成写真
 - (3) その他村長が必要と認めた書類
- (補助金額の確定及び交付請求)

第10条 村長は、前条に規定する届出があつたときは、必要に応じて行う現地調査等

により、完成を確認した後、補助金の額を確定し、交付決定者に対し大蔵村ブロック塀等除却促進事業補助金交付額確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

- 2 前項の規定により、補助金交付額の確定通知を受けた交付決定者は、遅滞なく大蔵村ブロック塀等除却促進事業補助金交付請求書(様式第7号)を提出するものとする。
(交付決定の取消し等)

第11条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消することができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽り、その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

- 2 村長は、前項の規定により補助金交付決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対して期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 3 交付決定者は、前項の規定により返還を命ぜられた場合は、納付期限までに納付しなければならない。

(適用除外)

第12条 本要綱は、次に掲げる場合には適用しない。

- (1) 建築基準法を含めた他の法令に順守しない又はこれらの法令に定める所定の申請等を適切に行わない場合
- (2) 申請した工事について、村の他制度による補助金(利子補給制度を含む。)との重複申請がある場合
- (3) 工事申請年度に、本要綱に定める補助金の交付を既に受けた場合若しくは受けようとしている場合
- (4) 国、県及び村の事業にかかる補償費等を受給するかわりに工事を行う場合
(補 則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。